

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年10月10日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等 ▼
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	伊丹市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	26-1
6. 独自利用事務の対象者	生活に困窮する外国人
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年9月28日
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない ▼
9. 評価書番号	
10. 保護評価書の名称	
11. 保護評価書のURLリンク	
12. 委任関係	▼

執行機関名 伊丹市長

通知に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて第四十四条で定めるもの	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者, 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に掲げる在留資格を有する者又は同法第61条の2第1項の規定により難民である旨の認定を受けている者(以下「対象外国人」という。)に対して生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の決定及び実施、就学自立給付金若しくは進学、就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事
②番号法別表の項	23	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	42	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年伊丹市条例第53号) 別表第1市長の項第1号 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者, 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に掲げる在留資格を有する者又は同法第61条
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第1条	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号)1
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その(最低限度の生活を保障)するとともに、その(自立を助長)することを目的とする。	生活保護法(以下単に「法」という。)第一条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては(一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて)左の手段により(必要と認める保護を行う)こと。
⑦独自利用事務の関連規範		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について